

○厚生労働省告示第二百四十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第二百七十号）の一部を次の表のように改正する。ただし、米、もも、もも（果皮及び種子を含む。）及びその他のスパイスに残留するイソプロチオランの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から適用する。

令和五年七月二十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																																			
<p>第1 食品</p> <p>A 食品一般の成分規格</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(15)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。</p> <p>(1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">第1欄</th> <th style="width: 33%;">第2欄</th> <th style="width: 33%;">第3欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>イソキサフルトール</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">イソシンコメロン酸ニプロピル</td> <td>牛の筋肉</td> <td style="text-align: center;"><u>0.1ppm</u></td> </tr> <tr> <td>豚の筋肉</td> <td style="text-align: center;"><u>0.1ppm</u></td> </tr> <tr> <td>その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉</td> <td style="text-align: center;"><u>0.1ppm</u></td> </tr> <tr> <td>牛の脂肪</td> <td style="text-align: center;"><u>0.1ppm</u></td> </tr> <tr> <td>豚の脂肪</td> <td style="text-align: center;"><u>0.1ppm</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の陸棲哺乳類に属する動物</td> <td style="text-align: center;"><u>0.1ppm</u></td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	第3欄	(略)			イソキサフルトール	(略)	(略)	イソシンコメロン酸ニプロピル	牛の筋肉	<u>0.1ppm</u>	豚の筋肉	<u>0.1ppm</u>	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	<u>0.1ppm</u>	牛の脂肪	<u>0.1ppm</u>	豚の脂肪	<u>0.1ppm</u>		その他の陸棲哺乳類に属する動物	<u>0.1ppm</u>	<p>第1 食品</p> <p>A 食品一般の成分規格</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(15)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。</p> <p>(1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">第1欄</th> <th style="width: 33%;">第2欄</th> <th style="width: 33%;">第3欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>イソキサフルトール</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	第3欄	(略)			イソキサフルトール	(略)	(略)	(新設)		
第1欄	第2欄	第3欄																																		
(略)																																				
イソキサフルトール	(略)	(略)																																		
イソシンコメロン酸ニプロピル	牛の筋肉	<u>0.1ppm</u>																																		
	豚の筋肉	<u>0.1ppm</u>																																		
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	<u>0.1ppm</u>																																		
	牛の脂肪	<u>0.1ppm</u>																																		
	豚の脂肪	<u>0.1ppm</u>																																		
	その他の陸棲哺乳類に属する動物	<u>0.1ppm</u>																																		
第1欄	第2欄	第3欄																																		
(略)																																				
イソキサフルトール	(略)	(略)																																		
(新設)																																				

<u>物の脂肪</u>	
<u>牛の肝臓</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>豚の肝臓</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>物の腎臓</u>	
<u>牛の腎臓</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>豚の腎臓</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>物の食用部分</u>	
<u>牛の食用部分</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>豚の食用部分</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>乳</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>鶏の筋肉</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>その他の家きんの筋肉</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>鶏の脂肪</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>その他の家きんの脂肪</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>鶏の肝臓</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>その他の家きんの肝臓</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>鶏の腎臓</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>その他の家きんの腎臓</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>鶏の食用部分</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>その他の家きんの食用部分</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>鶏の卵</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>その他の家きんの卵</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>魚介類（さけ目魚類に限る。）</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>魚介類（うなぎ目魚類に限る。）</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>）</u>	
<u>魚介類（すずき目魚類に限る。）</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>）</u>	

<u>魚介類（その他の魚類に限る。）</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>魚介類（貝類に限る。）</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>魚介類（甲殻類に限る。）</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>その他の魚介類</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>はちみつ</u>	<u>0.004ppm</u>

(略)

<u>イソプロチオラ</u> <u>ン</u>	<u>米</u>	<u>7 ppm</u>
	<u>みかん（外果皮を含む。）</u>	<u>2 ppm</u>
	<u>りんご</u>	<u>0.05ppm</u>
	<u>日本なし</u>	<u>0.05ppm</u>
	<u>西洋なし</u>	<u>0.05ppm</u>
	<u>びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）</u>	<u>0.02ppm</u>
	<u>もも（果皮及び種子を含む。）</u>	<u>0.02ppm</u>
	<u>うめ</u>	<u>0.03ppm</u>
	<u>おうとう</u>	<u>0.05ppm</u>
	<u>ぶどう</u>	<u>0.02ppm</u>
	<u>バナナ</u>	<u>0.9ppm</u>
	<u>その他のスパイス</u>	<u>7 ppm</u>
	<u>牛の筋肉</u>	<u>0.04ppm</u>
	<u>豚の筋肉</u>	<u>0.04ppm</u>
	<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉</u>	<u>0.04ppm</u>
	<u>牛の脂肪</u>	<u>0.06ppm</u>
	<u>豚の脂肪</u>	<u>0.06ppm</u>
	<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪</u>	<u>0.06ppm</u>
	<u>牛の肝臓</u>	<u>1 ppm</u>
	<u>豚の肝臓</u>	<u>1 ppm</u>
<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓</u>	<u>1 ppm</u>	

(略)

<u>イソプロチオラ</u> <u>ン</u>	<u>米</u>	<u>10ppm</u>
	<u>みかん（外果皮を含む。）</u>	<u>2 ppm</u>
	<u>りんご</u>	<u>0.05ppm</u>
	<u>日本なし</u>	<u>0.05ppm</u>
	<u>西洋なし</u>	<u>0.05ppm</u>
	<u>びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）</u>	<u>0.02ppm</u>
	<u>もも</u>	<u>0.02ppm</u>
	<u>うめ</u>	<u>0.03ppm</u>
	<u>おうとう</u>	<u>0.05ppm</u>
	<u>ぶどう</u>	<u>0.02ppm</u>
	<u>その他のスパイス</u>	<u>10ppm</u>
	<u>牛の筋肉</u>	<u>0.02ppm</u>
	<u>豚の筋肉</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>牛の脂肪</u>	<u>0.02ppm</u>
	<u>豚の脂肪</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>牛の肝臓</u>	<u>0.02ppm</u>
	<u>豚の肝臓</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓</u>	<u>0.01ppm</u>

	物の肝臓	
	牛の腎臓	0.9ppm
	豚の腎臓	0.9ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.9ppm
	物の腎臓	
	牛の食用部分	1 ppm
	豚の食用部分	1 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1 ppm
	乳	0.02ppm
	鶏の筋肉	0.01ppm
	その他の家きんの筋肉	0.01ppm
	鶏の脂肪	0.07ppm
	その他の家きんの脂肪	0.07ppm
	鶏の肝臓	0.01ppm
	その他の家きんの肝臓	0.01ppm
	鶏の腎臓	0.01ppm
	その他の家きんの腎臓	0.01ppm
	鶏の食用部分	0.01ppm
	その他の家きんの食用部分	0.01ppm
	鶏の卵	0.03ppm
	その他の家きんの卵	0.03ppm
	魚介類	3 ppm
(略)		
ジベレリン	(略)	(略)
ジミナゼン	牛の筋肉	0.5ppm
	牛の脂肪	0.5ppm
	牛の肝臓	12ppm
	牛の腎臓	6 ppm
	牛の食用部分	12ppm
	乳	0.2ppm

	牛の腎臓	0.02ppm
	豚の腎臓	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01ppm
	物の腎臓	
	牛の食用部分	0.02ppm
	豚の食用部分	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01ppm
	乳	0.02ppm
	魚介類	3 ppm
(略)		
ジベレリン	(略)	(略)
(新設)		

(略)

ピリオフェノン	(略)	(略)
ピリダクロメチ ル	<u>小麦</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>大麦</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>ライ麦</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>その他の穀類</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>大豆</u>	<u>0.2ppm</u>
	<u>てんさい</u>	<u>0.2ppm</u>
	<u>トマト</u>	<u>2 ppm</u>
	<u>ピーマン</u>	<u>3 ppm</u>
	<u>なす</u>	<u>2 ppm</u>
	<u>きゅうり</u>	<u>2 ppm</u>
	<u>すいか（果皮を含む。）</u>	<u>0.5ppm</u>
	<u>メロン類果実（果皮を含む。）</u>	<u>0.9ppm</u>
	<u>いちご</u>	<u>4 ppm</u>
	<u>牛の筋肉</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>豚の筋肉</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>牛の脂肪</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>豚の脂肪</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>牛の肝臓</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>豚の肝臓</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>牛の腎臓</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>豚の腎臓</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓</u>	<u>0.01ppm</u>

(略)

ピリオフェノン	(略)	(略)
(新設)		

	<u>牛の食用部分</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>豚の食用部分</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>乳</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>鶏の筋肉</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>その他の家きんの筋肉</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>鶏の脂肪</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>その他の家きんの脂肪</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>鶏の肝臓</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>その他の家きんの肝臓</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>鶏の腎臓</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>その他の家きんの腎臓</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>鶏の食用部分</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>その他の家きんの食用部分</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>鶏の卵</u>	<u>0.01ppm</u>
	<u>その他の家きんの卵</u>	<u>0.01ppm</u>
(略)		
<u>ピリメタニル</u>	(略)	(略)
<u>ピリメタミン</u>	<u>豚の筋肉</u>	<u>0.05ppm</u>
	<u>豚の脂肪</u>	<u>0.05ppm</u>
	<u>豚の肝臓</u>	<u>0.05ppm</u>
	<u>豚の腎臓</u>	<u>0.05ppm</u>
	<u>豚の食用部分</u>	<u>0.05ppm</u>
	<u>鶏の筋肉</u>	<u>0.05ppm</u>
	<u>鶏の脂肪</u>	<u>0.05ppm</u>
	<u>鶏の肝臓</u>	<u>0.05ppm</u>
	<u>鶏の腎臓</u>	<u>0.05ppm</u>
	<u>鶏の食用部分</u>	<u>0.05ppm</u>
(略)		
<u>マデュラマイシ</u>	(略)	(略)

(略)		
<u>ピリメタニル</u>	(略)	(略)
(新設)		
(略)		
<u>マデュラマイシ</u>	(略)	(略)

マホプラジン	豚の筋肉	0.03ppm
	豚の脂肪	0.03ppm
	豚の肝臓	0.03ppm
	豚の腎臓	0.03ppm
	豚の食用部分	0.03ppm
(略)		
メトプレン	(略)	(略)
メトブロムロン	小麦	0.01ppm
	大豆	0.01ppm
	小豆類	0.01ppm
	ばれいしょ	0.01ppm
(略)		

(2)~(15) (略)

7 6に定めるもののほか、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(6)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

(1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第1欄	第2欄	第3欄
(略)		
(削る)		

(新設)		
(略)		
メトプレン	(略)	(略)
(新設)		
(略)		

(2)~(15) (略)

7 6に定めるもののほか、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(6)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

(1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第1欄	第2欄	第3欄
(略)		
イソシンコメロン酸二プロピル	牛の筋肉	0.1ppm
	豚の筋肉	0.1ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物	0.1ppm



<u>物の筋肉</u>	
<u>牛の脂肪</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>豚の脂肪</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>牛の肝臓</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>豚の肝臓</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>牛の腎臓</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>豚の腎臓</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>牛の食用部分</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>豚の食用部分</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>乳</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>鶏の筋肉</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>その他の家きんの筋肉</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>鶏の脂肪</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>その他の家きんの脂肪</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>鶏の肝臓</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>その他の家きんの肝臓</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>鶏の腎臓</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>その他の家きんの腎臓</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>鶏の食用部分</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>その他の家きんの食用部分</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>鶏の卵</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>その他の家きんの卵</u>	<u>0.004ppm</u>
<u>魚介類（さけ目魚類に限る。）</u>	<u>0.004ppm</u>

(略)
(削る)
(略)
(削る)
(略)
(削る)

	魚介類（うなぎ目魚類に限る。） ）	0.004ppm
	魚介類（すずき目魚類に限る。） ）	0.004ppm
	魚介類（その他の魚類に限る。） ）	0.004ppm
	魚介類（貝類に限る。）	0.004ppm
	魚介類（甲殻類に限る。）	0.004ppm
	その他の魚介類	0.004ppm
	はちみつ	0.004ppm
(略)		
	<u>ジミナゼン</u>	牛の筋肉 0.5ppm 牛の脂肪 0.5ppm 牛の肝臓 12ppm 牛の腎臓 6ppm 牛の食用部分 6ppm 乳 0.15ppm
(略)		
	<u>ピリメタミン</u>	豚の筋肉 0.05ppm 豚の脂肪 0.05ppm 豚の肝臓 0.05ppm 豚の腎臓 0.05ppm 豚の食用部分 0.05ppm 鶏の筋肉 0.05ppm 鶏の脂肪 0.05ppm 鶏の肝臓 0.05ppm 鶏の腎臓 0.05ppm 鶏の食用部分 0.05ppm
(略)		
	<u>マホプラジン</u>	豚の筋肉 0.03ppm 豚の脂肪 0.03ppm

(略)
-----

(2)～(6) (略)

8～12 (略)

B～D (略)

第2 添加物

A～C (略)

D 成分規格・保存基準各条

成分規格・保存基準が定められている添加物は、当該成分規格・保存基準に適合しなければならない。

添加物が組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された物である場合には、当該物は、厚生労働大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされたものでなければならない。遺伝子組換えに係る審査を受けた酵素については、当該酵素の定義の基原に係る規定を適用しない。

(略)

フィチン酸

Phytic Acid

(略)

フィチン酸カルシウム

Calcium Phytate

[3615—82—5]

定 義 本品は、イノシトールヘキサリン酸のカルシウム塩（カルシウム・マグネシウム複塩を含む。）を主成分とするものである。

含 量 本品を乾燥したものは、総リン量として15～30%を含む

豚の肝臓	0.03ppm
豚の腎臓	0.03ppm
豚の食用部分	0.03ppm
(略)	

(2)～(6) (略)

8～12 (略)

B～D (略)

第2 添加物

A～C (略)

D 成分規格・保存基準各条

成分規格・保存基準が定められている添加物は、当該成分規格・保存基準に適合しなければならない。

添加物が組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された物である場合には、当該物は、厚生労働大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされたものでなければならない。遺伝子組換えに係る審査を受けた酵素については、当該酵素の定義の基原に係る規定を適用しない。

(略)

フィチン酸

Phytic Acid

(略)

(新設)

性状 本品は、白色の粉末である。

確認試験 (1) 定量法のA液2 mLに水酸化ナトリウム溶液(1→25)を加えて中和した液は、リン酸塩(2)の反応を呈する。

(2) 本品0.1 gに酢酸(1→4) 5 mLを加えて煮沸する。冷後、ろ過し、ろ液にシュウ酸アンモニウム一水和物溶液(1→30) 5 mLを加えるとき、白色の沈殿を生じる。この沈殿を分取し、塩酸(1→4)を追加するとき、沈殿は溶ける。

純度試験 (1) 鉛 Pbとして5 µg/g以下(乾燥したもの0.80 g、第3法、比較液 鉛標準液4.0 mL、フレイム方式)

(2) ヒ素 Asとして3 µg/g以下(乾燥したもの0.50 g、第3法、標準色 ヒ素標準液3.0 mL、装置B)

(3) 遊離無機リン 1%以下(乾燥物)

本品を乾燥し、その約0.5 gを精密に量り、水約150 mLを加えて緩やかに2～3回振り混ぜた後、ろ過し、得られたろ液に水を加えて正確に200 mLとする。この液3 mLを正確に量り、L(+) - アスコルビン酸溶液(1→100) 5 mLを加え、次に、七モリブデン酸六アンモニウム四水和物1 gを硫酸試液(0.025 mol/L) 100 mLに溶かした液5 mLを加え、更に酢酸緩衝液(pH4.0)を加えて正確に50 mLとし、15分間放置した後、検液とし、波長750 nmにおける吸光度を測定する。対照には、L(+) - アスコルビン酸溶液(1→100) 5 mLに、七モリブデン酸六アンモニウム四水和物1 gを硫酸試液(0.025 mol/L) 100 mLに溶かした液5 mLを加え、更に酢酸緩衝液(pH4.0)を加えて50 mLとした液を用いる。別に、リン標準液5 mLを正確に量り、水を加えて正確に100 mLとする。この液5 mL、10 mL及び20 mLをそれぞれ正確に量り、それぞれにL(+) - アスコルビン酸溶液(1→100) 5 mLを加え、以下検液の調製と同様に操作して発色させた後、波長750 nmにおける吸光度を測定し、検量線を作成する。この検量線と検液の吸光度から、検液中の遊離無機リン濃度を求め、更に試料中の遊離無機リン量(%)を求める。

乾燥減量 12%以下(1 g、105°C、4時間)

定量法 本品を乾燥し、その約0.6 gを精密に量り、ケルダール  
フラスコ又は耐熱ガラス製のビーカーに入れ、硫酸及び硝酸をそ  
れぞれ4 mLずつ加え、耐熱ガラス製のビーカーの場合には時計皿  
で覆い、約150℃から徐々に温度を上げて加熱する。赤褐色の煙  
がほとんど発生しなくなり、液が透明になり白煙が発生するまで  
加熱し、分解する。なお、加熱中に内容物が黒化する場合には、  
硝酸約2 mLずつを追加して加熱を続ける。冷後、水100 mLを加えて  
混ぜた後ろ過し、ろ紙を水で洗い、洗液とろ液を合わせ、水を  
加えて正確に200 mLとし、A液とする。A液2 mLを正確に量り、1  
00 mLメスフラスコに入れ、フェノールフタレイン試液1滴を加えて  
アンモニア水(1→4)で中和した後、硝酸(1→10)を無色  
になるまで加えて微酸性とする。この液に、バナジン酸・モリブ  
デン酸試液20 mLを加え、更に水を加えて正確に100 mLとし、よく  
振り混ぜて30分間放置した後、検液とする。波長420 nmにおける  
検液の吸光度を測定する。別に、リン標準液10 mLを正確に量り、  
水を加えて正確に100 mLとする。この液5 mL、10 mL及び20 mLをそ  
れぞれ正確に量り、100 mLメスフラスコに入れ、以下検液の調製  
と同様に操作して発色させた後、波長420 nmにおける吸光度を測  
定し、検量線を作成する。この検量線と検液の吸光度から、検液  
中の総リン濃度を求め、更に試料中の総リン量(%)を求める。

(略)

E (略)

F 使用基準

(略)

ピロール

(略)

フィチン酸カルシウム

フィチン酸カルシウムは、ぶどう酒以外の食品に使用してはなら  
ない。

フィチン酸カルシウムの使用量は、フィチン酸カルシウムとして  
、ぶどう酒1 Lにつき0.08 g以下でなければならない。

(略)

E (略)

F 使用基準

(略)

ピロール

(略)

(新設)

(略)

硫酸銅

硫酸銅は、ぶどう酒及び母乳代替食品以外の食品に使用してはならない。

硫酸銅の使用量は、硫酸銅（II）五水和物として、ぶどう酒にあつてはその1 Lにつき10mg以下でなければならない。また、硫酸銅は、銅として、ぶどう酒にあつてはその1 Lにつき2 mgを超えて残存しないように使用しなければならない。

硫酸銅は、母乳代替食品にあつては、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部（五） 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の款(6)の規定による厚生労働大臣の承認を受けて調製粉乳に使用する場合を除き、母乳代替食品を標準調乳濃度に調乳したとき、その1 Lにつき、銅として、0.60mgを超える量を含むないように使用しなければならない。

(略)

(略)

硫酸銅

硫酸銅は、母乳代替食品以外の食品に使用してはならない。

硫酸銅は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部（五）乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の款(6)の規定による厚生労働大臣の承認を受けて調製粉乳に使用する場合を除き、母乳代替食品を標準調乳濃度に調乳したとき、その1 Lにつき、銅として、0.60mgを超える量を含むないように使用しなければならない。

(略)